

原 第 91 号  
令和3年3月3日

原子力規制委員会 殿

富山市牛島町15番1号  
北陸電力株式会社  
代表取締役社長 金井 豊  
社長執行役員

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により，下記のとおり志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成4年10月23日付4資庁第9742号をもって認可を受け，平成5年7月27日付5資庁第8119号，平成6年4月27日付6資庁第2910号，平成8年3月5日付8資庁第724号，平成11年5月21日付平成11・02・26資第2号，平成13年1月5日付平成12・08・31資第11号，平成13年2月23日付平成13・02・15原第3号，平成13年3月30日付平成13・03・23原第25号，平成13年9月17日付平成13・08・21原第1号，平成13年11月28日付平成13・11・05原第4号，平成14年10月22日付平成14・09・30原第4号，平成15年3月6日付平成15・02・05原第14号，平成16年5月10日付平成15・12・19原第41号，平成16年7月1日付平成16・06・22原第1号，平成16年9月3日付平成16・08・04原第3号，平成17年2月24日付平成17・01・27原第1号，平成17年4月22日付平成17・

03・24原第16号，平成17年10月4日付平成17・09・09原第20号，平成18年2月22日付平成18・01・31原第13号，平成18年6月26日付平成18・06・01原第8号，平成19年6月27日付平成19・06・13原第56号，平成19年12月13日付平成19・09・28原第29号，平成19年12月13日付平成19・11・30原第17号，平成20年8月22日付平成20・07・11原第24号，平成20年12月12日付平成20・10・31原第15号，平成21年5月25日付平成21・04・27原第29号，平成22年2月3日付平成21・12・24原第5号，平成23年5月6日付平成23・04・08原第32号，平成23年5月11日付平成23・04・22原第13号，平成24年1月23日付平成23・12・21原第10号，平成24年6月7日付平成24・05・17原第12号，平成24年9月6日付20120802原第23号，平成25年6月28日付原管B発第1306273号，平成26年1月14日付原管B発第1401141号，平成27年7月30日付原規規発第15073010号，平成28年3月24日付原規規発第1603244号，平成29年7月7日付原規規発第1707071号，令和2年2月7日付原規規発第2002073号及び令和2年9月17日付原規規発第20091715号で変更認可を受けた志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部を，別紙の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線は含まない。）

## 2. 変更の理由

### (1) 組織の名称変更に伴う変更

組織の名称変更に伴い，以下の条文を変更する。

- ・第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）

## 3. 施行期日

本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

以 上

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 2 条 の 2            社長は、第 2 条 (基本方針) に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。            (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。            (2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。            (3) 原子力運営組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める調達組織をいう。) の活動の評価を行う。            (4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。            (5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を (1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長は、前項 (1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項 (3) の評価結果及び前項 (4) の社長の指示を前項 (1) の活動計画に反映する。</p> <p>4 <b>品質管理部長</b> は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。            (1) 第 1 項の社長の方針に基づき、独立監査組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める独立監査組織をいう。) における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。            (2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。            (3) 前号の評価結果及び社長の指示を (1) の活動計画に反映する。</p> <p>5 原子力運営組織及び調達組織は、第 2 項 (1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</p> <p>6 独立監査組織は、第 4 項 (1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 2 条 の 2            社長は、第 2 条 (基本方針) に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。            (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。            (2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。            (3) 原子力運営組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める調達組織をいう。) の活動の評価を行う。            (4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。            (5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を (1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長は、前項 (1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項 (3) の評価結果及び前項 (4) の社長の指示を前項 (1) の活動計画に反映する。</p> <p>4 <b>品質管理・原子力安全推進部長</b> は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。            (1) 第 1 項の社長の方針に基づき、独立監査組織 (以下、第 4 条 (保安に関する組織) で定める独立監査組織をいう。) における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。            (2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。            (3) 前号の評価結果及び社長の指示を (1) の活動計画に反映する。</p> <p>5 原子力運営組織及び調達組織は、第 2 項 (1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</p> <p>6 独立監査組織は、第 4 項 (1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</p>	<p>組織名称変更に伴う改正            (以下、同様)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

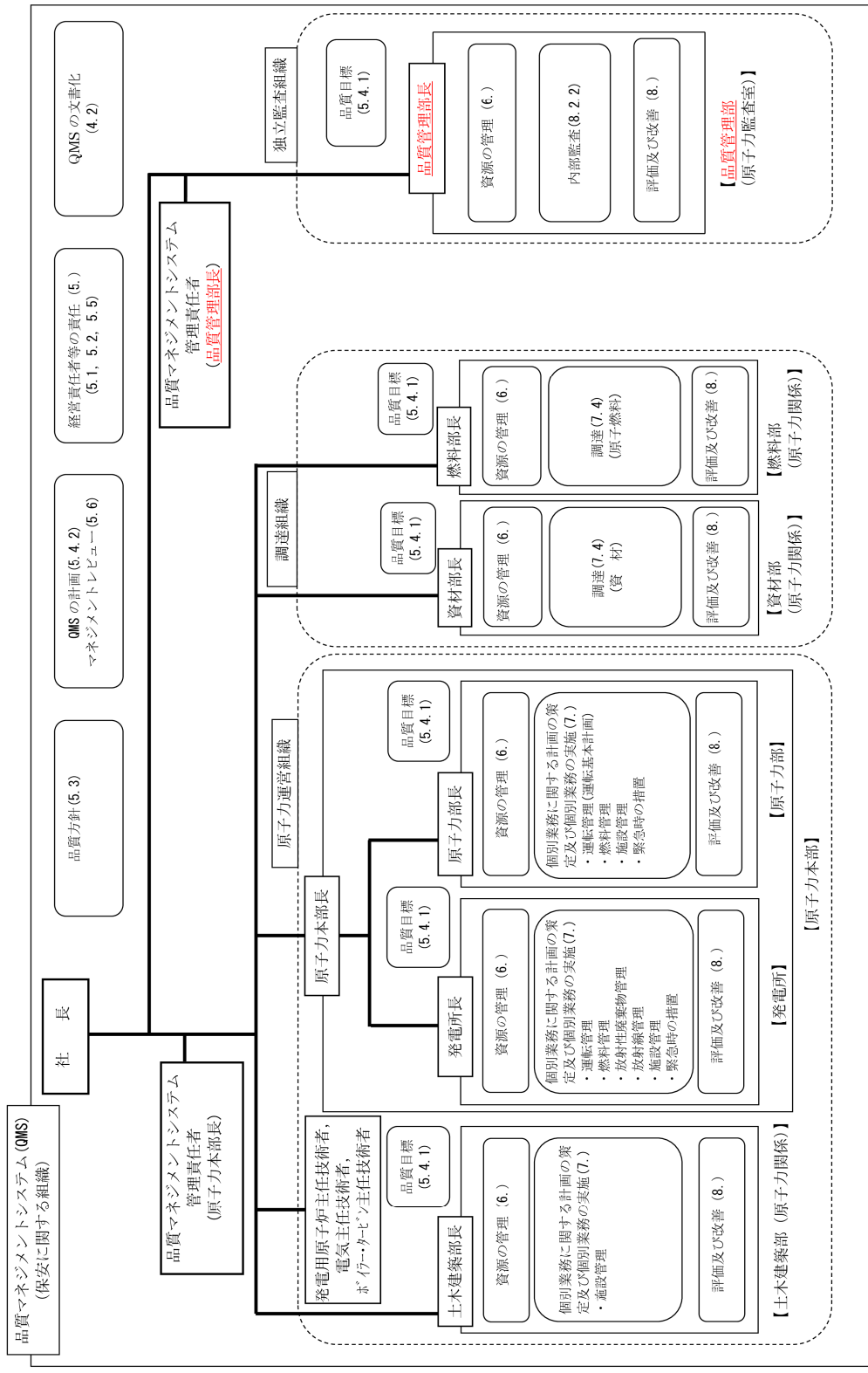


図3-1 品質マネジメントシステム体系（主要プロセスマップ）

変更後

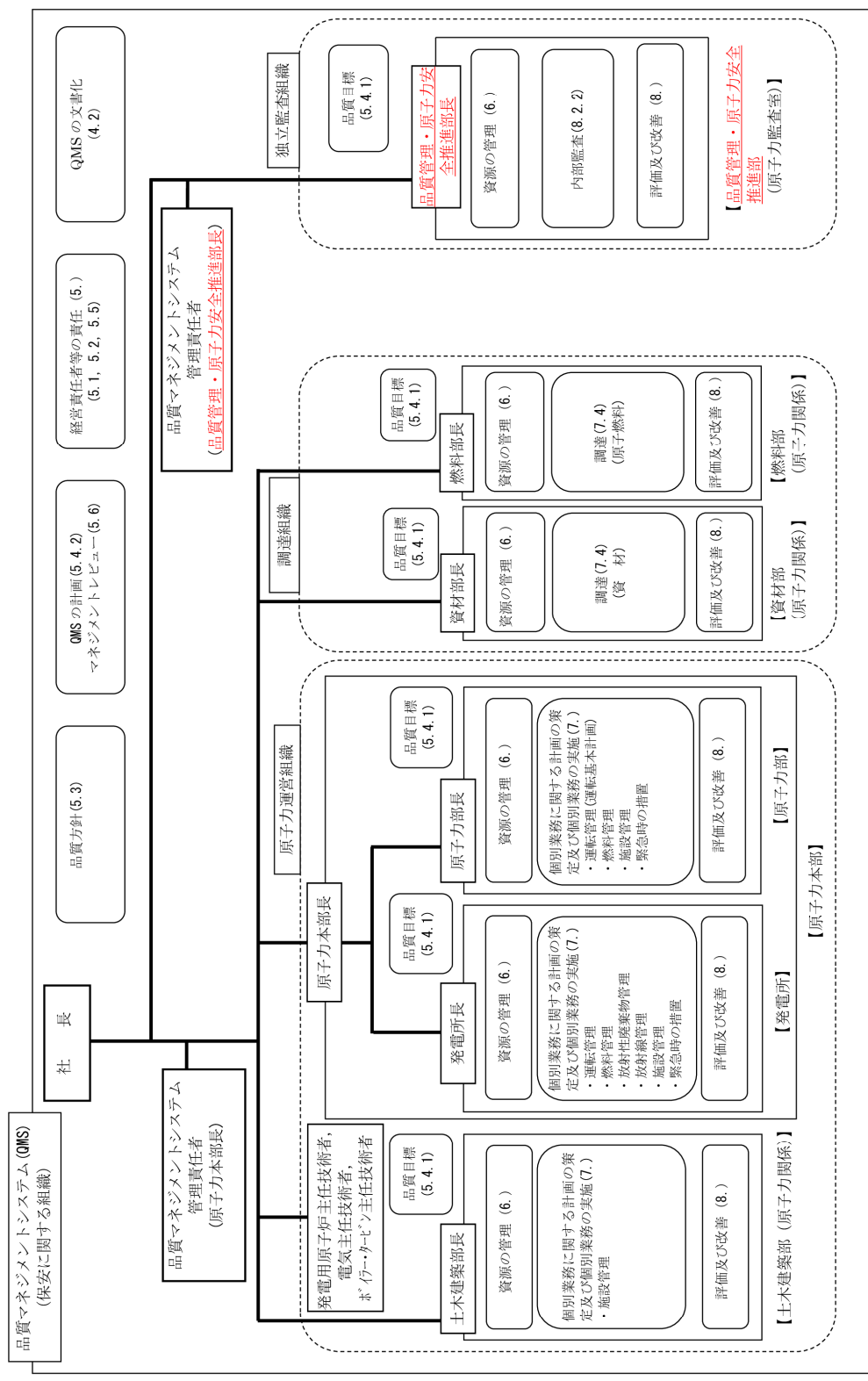


図3-1 品質マネジメントシステム体系（主要プロセスマップ）

備考

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
表 3-1 本品質マネジメントシステム計画と社内規定, 保安規定の条項との関係 (その1)					表 3-1 本品質マネジメントシステム計画と社内規定, 保安規定の条項との関係 (その1)					
本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第4条 以降の関連条項	本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第4条 以降の関連条項	
4.2.3	文書の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>		4.2.3	文書の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>		
4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>	第119条 第119条	4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>	第119条 第119条	
8.2.2	内部監査	原子力監査要則	<u>品質管理部</u>		8.2.2	内部監査	原子力監査要則	<u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>		
8.3	不適合の管理	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>		8.3	不適合の管理	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>		
8.5.2	是正処置等	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>		8.5.2	是正処置等	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>		
8.5.3	未然防止処置	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>		8.5.3	未然防止処置	不適合管理・是正処置・未然防止処置 要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子力</u> <u>安全推進部</u>		

# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
-------	-------	-----

表 3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定，保安規定の条項との関係（その 2）

本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第 3 条 以外の関連条項
4.1(2)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部	
5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>	
5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針  電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部  発電所	第 5 条 第 5 条 第 8 条，第 9 条， 第 9 条の 3，第 120 条 第 8 条の 2，第 9 条の 2， 第 9 条の 3
5.5.4	組織の内部の情報 の伝達	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所  原子力部 土木建築部	第 4 条，第 5 条， 第 7 条，第 120 条 第 4 条～第 6 条 第 4 条，第 5 条
5.6	マネジメント レビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>	
6.2	要員の力量の確 保及び教育訓練	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 <u>品質管理部</u>	第 117 条，第 118 条
	運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指 針	発電所 原子力部 原子力部	第 11 条～第 77 条 第 11 条～第 77 条 第 12 条
	燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	発電所 原子力部	第 78 条～第 85 条 第 78 条～第 85 条
	放射性廃棄物 管理	放射性固体廃棄物管理要領 放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	発電所 発電所	第 86 条，第 86 条の 2， 第 86 条の 3，第 90 条 第 87 条，第 88 条 第 90 条
	放射線管理	区域管理要領  被ばく管理要領  保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領  放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領	発電所  発電所  発電所 発電所  発電所 発電所	第 91 条～第 93 条， 第 100 条，第 105 条 第 94 条，第 98 条， 第 104 条，第 105 条 第 96 条，第 97 条 第 100 条，第 100 条の 2， 第 105 条 第 103 条 第 93 条～第 95 条， 第 99 条，第 102 条， 第 104 条
	施設管理	施設管理要則	原子力部	第 89 条，第 101 条， 第 106 条～第 106 条の 6
	緊急時の措置	緊急時対策要則	原子力部	第 107 条～第 116 条
	関係法令遵守，健 全な安全文化の育 成及び維持	原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>	第 2 条の 2 第 2 条の 2

表 3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定，保安規定の条項との関係（その 2）

本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第 3 条 以外の関連条項
4.1(2)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部	
5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>	
5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針  電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部  発電所	第 5 条 第 5 条 第 8 条，第 9 条， 第 9 条の 3，第 120 条 第 8 条の 2，第 9 条の 2， 第 9 条の 3
5.5.4	組織の内部の情報 の伝達	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所  原子力部 土木建築部	第 4 条，第 5 条， 第 7 条，第 120 条 第 4 条～第 6 条 第 4 条，第 5 条
5.6	マネジメント レビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>	
6.2	要員の力量の確 保及び教育訓練	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>	第 117 条，第 118 条
	運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指 針	発電所 原子力部 原子力部	第 11 条～第 77 条 第 11 条～第 77 条 第 12 条
	燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	発電所 原子力部	第 78 条～第 85 条 第 78 条～第 85 条
	放射性廃棄物 管理	放射性固体廃棄物管理要領 放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	発電所 発電所	第 86 条，第 86 条の 2， 第 86 条の 3，第 90 条 第 87 条，第 88 条 第 90 条
	放射線管理	区域管理要領  被ばく管理要領  保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領  放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領	発電所  発電所  発電所 発電所  発電所 発電所	第 91 条～第 93 条， 第 100 条，第 105 条 第 94 条，第 98 条， 第 104 条，第 105 条 第 96 条，第 97 条 第 100 条，第 100 条の 2， 第 105 条 第 103 条 第 93 条～第 95 条， 第 99 条，第 102 条， 第 104 条
	施設管理	施設管理要則	原子力部	第 89 条，第 101 条， 第 106 条～第 106 条の 6
	緊急時の措置	緊急時対策要則	原子力部	第 107 条～第 116 条
	関係法令遵守，健 全な安全文化の育 成及び維持	原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>	第 2 条の 2 第 2 条の 2



### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条 以外の関連条項	本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条 以外の関連条項	
7.2.3 8.2.1	外部の者との 情報の伝達 組織の外部の 者の意見	品質保証活動管理要則 文書・記録管理要則 品質保証組織運用指針 緊急時対策要則	原子力部 原子力部 原子力部 原子力部		7.2.3 8.2.1	外部の者との 情報の伝達 組織の外部の 者の意見	品質保証活動管理要則 文書・記録管理要則 品質保証組織運用指針 緊急時対策要則	原子力部 原子力部 原子力部 原子力部		
7.3	設計・開発	設計管理要則	原子力部		7.3	設計・開発	設計管理要則	原子力部		
7.4	調達	調達管理要則	原子力部		7.4	調達	調達管理要則	原子力部		
7.6	監視測定のため の設備の管理	検査・試験管理要領	発電所		7.6	監視測定のため の設備の管理	検査・試験管理要領	発電所		
8.2.3	プロセスの 監視測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>		8.2.3	プロセスの 監視測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>		
8.2.4	機器等の検査等	検査・試験管理要領 輸入廃棄物管理指針	発電所 原子力部	第106条の4, 第106条の5 第86条の4	8.2.4	機器等の検査等	検査・試験管理要領 輸入廃棄物管理指針	発電所 原子力部	第106条の4, 第106条の5 第86条の4	
8.4	データの分析及 び評価	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理部</u>	第10条	8.4	データの分析及 び評価	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 <u>品質管理・原子 力安全推進部</u>	第10条	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を原子力運営組織及び調達組織の品質マネジメントシステム管理責任者として、並びに品質管理部長を独立監査組織の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を原子力運営組織及び調達組織の品質マネジメントシステム管理責任者として、並びに品質管理・原子力安全推進部長を独立監査組織の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(略)</p>	

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力運営組織：図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>(3) 発電所組織：図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>(4) 調達組織：図4に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び燃料部（原子力関係）の組織をいう。</p> <p>(5) 独立監査組織：図4に定める組織のうち、<u>品質管理部</u>（原子力監査室）の組織をいう。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力運営組織：図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>(3) 発電所組織：図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>(4) 調達組織：図4に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び燃料部（原子力関係）の組織をいう。</p> <p>(5) 独立監査組織：図4に定める組織のうち、<u>品質管理・原子力安全推進部</u>（原子力監査室）の組織をいう。</p>	

# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>図 4</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>社 長</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (品質管理部長)</p> <p>原子力本部長</p> <p>原子力部長</p> <p>原子力発電保安委員会</p> <p>※1 →</p> <p>※2 →</p> <p>土木建築部長</p> <p>資材部長</p> <p>燃料部長</p> <p>品質管理部長 — 原子力監査室長</p> <p>※2 →</p> <p>発電用原子炉主任技術者</p> <p>電気主任技術者</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※1 → 発電所長</p> <p>安全・品質保証室長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>総務部長 — 総務課長</p> <p>技術部長 — 技術課長</p> <p>施設防護課長</p> <p>防災設備管理課長</p> <p>発電部長 — 発電課長 — 当直長</p> <p>燃料炉心課長</p> <p>放射線安全課長</p> <p>保守部長 — 保守計画課長</p> <p>電気保守課長</p> <p>機械保守課長</p> <p>土木建築課長</p>	<p>図 4</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>社 長</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長)</p> <p>原子力本部長</p> <p>原子力部長</p> <p>原子力発電保安委員会</p> <p>※1 →</p> <p>※2 →</p> <p>土木建築部長</p> <p>資材部長</p> <p>燃料部長</p> <p>品質管理・原子力安全推進部長 — 原子力監査室長</p> <p>※2 →</p> <p>発電用原子炉主任技術者</p> <p>電気主任技術者</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※1 → 発電所長</p> <p>安全・品質保証室長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>総務部長 — 総務課長</p> <p>技術部長 — 技術課長</p> <p>施設防護課長</p> <p>防災設備管理課長</p> <p>発電部長 — 発電課長 — 当直長</p> <p>燃料炉心課長</p> <p>放射線安全課長</p> <p>保守部長 — 保守計画課長</p> <p>電気保守課長</p> <p>機械保守課長</p> <p>土木建築課長</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>品質管理部長</u>は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>品質管理・原子力安全推進部長</u>は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>附則（令和2年9月17日 原規規発第20091715号） （施行期日） 第1条 本規定は、令和2年9月27日から施行する。 2 ただし、第5条及び第17条に規定する初期消火活動のための体制の整備に関する業務の移管並びに第118条に規定する受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務の移管については、令和2年10月1日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（略）</p>	<p><u>附則（令和 年 月 日 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>施行日の規定</p>